

大阪市規則第110号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 [表 別紙2 挿入] [備考 略]	別表 [表 別紙1 挿入] [備考 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

[別表 別紙 1]

管理職手当月額表

組織		職	区分
[同左]			
消防局		[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
	消防署	[同左]	[同左]
			予防担当課長
[同左]			

[別表 別紙2]

管理職手当月額表

組織		職	区分
[略]			
消防局		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	消防署	[略]	[略]
		予防担当課長	4 種甲
		大阪・関西万博消防センター所長	3 種乙
[略]			